

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第51号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

子ども医療費支給制度について、次のとおり医療費の支給対象を拡大することとしました。

1 通院医療費の支給対象年齢の拡大

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が受けた通院に係る医療を医療費の支給の対象に加えることとしました。

2 訪問看護に係る医療費の支給

在宅療養を行う者の経済的な負担の軽減を図るため、健康保険法に規定する指定訪問看護を医療費の支給の対象に加えることとしました。

この条例は、平成24年9月1日から施行することとしました。

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第51号

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「保険薬局」の右に「、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」を加え、「において医療」を「から医療」に改め、同項第1号中「看護」の右に「又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護」を加え、同項第2号中「において医療」を「から医療」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「、療養費」の右に「、訪問看護療養費」を加え、「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、入院に係るものに限る。」を削り、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額

第6条第1項中「で医療」を「から医療」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)